

認定こども園ぬぬぎ 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人氷上町福祉会
所 在 地	兵庫県丹波市氷上町成松146番地1
電 話 番 号	0795-80-4760
代 表 者 氏 名	理事長 上村行男

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	認定こども園ぬぬぎ		
施 設 の 所 在 地	兵庫県丹波市氷上町佐野530番地		
連 絡 先	電話番号 0795-82-4734		
管 理 者	園長 芦田公世		
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児		
利 用 定 員	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども	10名
	2号認定	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	50名
	3号認定	3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	40名
開 設 年 月 日	平成30年4月1日		

3 施設の目的・運営方針

教育保育の目標及び理念

(1) 基本理念

『一人ひとりを大切に、心豊かにたくましく生きる子どもを育成する』

(2) 目指す子ども像

- あいさつをする子
- 話を聞く子
- じっくり遊ぶ子

(3) 重点目標

- ①一人ひとりを大切にした安心・安全な環境の下、基本的な生活習慣の定着及び生命の保持・情緒の安定を図る。
- ②身近な人や自然・ものと触れ合い、五感を刺激しながら豊かな感性を育む。
- ③同年齢や異年齢との遊びを通じた豊かな体験の中で、園児の主体性や思いやりの心を培う。
- ④保護者支援に努め、地域の子育て支援拠点として機能させる。
- ⑤園小連携を促進し、学びの連続性を見据えながら、小学校へのなだらかな接続を図る。

4 当園における施設・設備等の概要

敷 地		敷地全体	2, 9 3 1. 4 7 m ²
		園 庭	8 7 7. 9 9 m ²
園 舎		構 造	鉄骨造 2階建て
		延べ面積	1, 4 3 3. 3 5 m ²
施設設備	乳 児 室	2室	つくし組 (0歳児)
	ほ ぶ く 室	1室	ちゅうりっぷ組 (1歳児)
	保 育 室	4室	たんぽぽ組 (2歳児)、ばら組 (3歳児)、すみれ組 (4歳児)、さくら組 (5歳児)
	遊 戯 室	1室	
	調 理 室	1室	
	子育て支援室	1室	
	ランチルーム	1室	
	職 員 室	1室	
	保 健 室	1室	
その他の設備		プール	

5 職員の設置状況 (令和6年4月1日時点)

職 種	員 数
園 長	1名
副 園 長	1名
主幹保育教諭	2名
副主幹保育教諭	2名
保育教諭	15名
子育て支援員	1名
介助員	2名
栄 養 士	1名
調 理 師	2名
事 務 員	1名
看 護 師	2名
園 医 (非常勤)	1名
園歯科医 (非常勤)	1名
薬 剤 師 (非常勤)	1名

6 幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能日（休園日）が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども	土曜日、日曜日、祝祭日、 春季休業（3月21日から4月7日） 夏季休業（7月21日から8月31日） 冬季休業（12月24日から1月8日） （※注）
2号認定	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	日曜日、祝祭日及び年末年始 （12月29日から1月3日）
3号認定	3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	

（※注）園の諸事情により変更になる場合があります。

7 幼児教育・保育の提供時間

（1）開園時間

曜日	開園時間
月曜日～金曜日	7時から19時まで
土曜日	7時から19時まで

（2）教育・保育提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、次のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間 （6時間以内）	8時～14時
2号認定	保育標準時間 （最大11時間）	7時～18時
3号認定	保育短時間 （最大8時間）	8時～16時

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7の（2）に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

（2）送迎

希望者については、通園バスによる送迎を実施します。

通園バスをご利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 家庭保育への協力を希望する日（8月、1月）は、給食提供を行いません。

(4) その他

○延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育します。

○一時預かり事業

家庭において保育を受ける事が一時的に困難となった地域の乳幼児をこども園において一時的に保育します。

○病児保育

教育・保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入園児に対する保健的な対応や相談支援を行います。

○特別支援保育

就園する要支援児の特別支援教育・保育を提供します。

○子育て支援事業

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、JA丹波ひかみ・中兵庫信用金庫の口座引落としになります。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) 支給認定保護者から当園の取り消しの申し出があったとき
- (4) 丹波市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- (6) 理由なく利用者負担額を3カ月以上滞納したとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	里皮フ科クリニック
院長名	里 博文
所在地	兵庫県丹波市氷上町横田627-1
電話番号	0795-80-1201

(2) 歯科

医療機関の名称	植木歯科医院
院長名	植木 宏明
所在地	兵庫県丹波市氷上町谷村1685-4
電話番号	0795-82-6609

(3) 薬剤師

名称	あおぞら薬局
薬剤師名	井本 秀平
所在地	兵庫県丹波市氷上町谷村939
電話番号	0795-80-4193

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 副園長 ・ご利用時間 8:00～17:00 ・電話番号 0795-82-4734 F A X 0795-82-4654 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	小 西 真 (役職) 法人監事	電話番号 0795-82-0601
	藤 原 秀 樹 (役職) 法人監事	電話番号 0795-82-0748
	中 川 龍 美 (役職) 民生委員	電話番号 0795-82-1487

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	<p>○丹波市に大雨・洪水・暴風・雷・大雪等、氷上地域内に関係のある警報が午前6時30分現在の時点で発令されている時、また、その後通園時間帯に警報が発令された時、登園自粛（通園バスは出ません）とします。 ただし「北播丹波」に警報発表と表示されていても、「丹波市」に警報がでていない場合は登園自粛とはなりませんのでご注意ください。</p> <p>○1号認定は家庭での見守りをお願いします。</p> <p>○2号・3号認定で、どうしても休めない場合については、8時30分までに園へ連絡をお願いします。お休みいただけるおうちについては園への連絡は必要ありません。 なお、状況により早く降園する場合があります。</p> <p>○非常時は、防災行政無線放送に細心の注意をお願いします。</p> <p>○非常時はよい子ネットで配信します。</p> <p>○その他、別途に定める、消防計画により対応いたします。</p>
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有
避難・消火訓練	<p>避難訓練は、毎月1回以上実施します。</p> <p>消火訓練は、年2回以上実施します。</p>

1 5 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1. 利用料

以下の利用料を JA丹波ひかみ、中兵庫信用金庫の個人口座から引落しいたします。

- ・口座がない方は、口座の開設をしてください。
- ・「貯金口座振替依頼書」を記入のうえ、園に提出してください。
- ・引落日は毎月 27 日です。（休業日の場合は、翌営業日）

種 類	対象児童	金 額	内 容
保育料	全園児	支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額	
バス代	全園児	1 人 月額 1,500 円	バス維持管理経費
	バスの利用園児(往復)	1 人 月額 1,000 円	運転手人件費
	バスの利用園児(片道)	1 人 月額 500 円	車輛燃料代 他
給食費※1	1号認定子ども	(主食費) 1 人 月額 450 円	食費材料費
		(副食費) 1 人 月額 3,250 円	
	2号認定子ども	(主食費) 1 人 月額 500 円	
		(副食費) 1 人 月額 4,500 円	
		(土曜日保育) 1 人 1 回 250 円	

※1 別表1により給食費を減免、または免除します。対象の場合は「給食費免除申請書」を園に提出してください。

別表1

対象児童	減免する割合
疾病等により1か月の全て教育・保育を受けなかった場合	100パーセント以内
疾病等により1か月の教育・保育日数の3分の2以上保育を受けなかった場合	50パーセント以内

2. 実費徴収

(1) 月刊絵本代

- ・JA丹波ひかみ、中兵庫信用金庫の個人口座から引落しいたします。
- 引落日は毎月 27 日です。（休業日の場合は、翌営業日）

(2) その他の臨時集金

- ・随時ご連絡いたします。

3. 延長保育に関する利用者負担

対象児童	金 額	内 容
2号、3号認定子ども (保育標準時間認定)	1 人 1時間あたり 300 円	通常の保育時間終了後(18時～19時)の延長保育料
2号、3号認定子ども (保育短時間認定)	1 人 1時間あたり 300 円	通常の保育時間開始前(7時～8時)または終了後(16時～19時)の延長保育料

4. 幼稚園型一時預かりに関する利用者負担

(当園に在籍する1号認定園児の一時預かり保育)

対象児童	金額	内容
1号認定子ども (教育標準時間認定)	1人 1時間あたり 300円	平日の教育標準時間前(7時~8時) または終了後(14時~18時)の保育
	1人 1日あたり 2,000円	長期休業中の保育(8時~17時)

※通園バスを利用する場合は、ご相談ください。

5. 一般型一時預かりに関する利用者負担(園児以外の一時預かり保育)

対象児童	金額	内容
0歳児	1人 1日あたり 3,500円	家庭での保育が一時的に困難となっ た場合の預かり保育(7時~18時)
1歳児、2歳児	1人 1日あたり 2,500円	
3歳児以上	1人 1日あたり 2,000円	

※通園バスを利用される際には、1人あたり1回(片道)100円の利用料が必要です。

6. 領収書の代用

上記1から5について、口座引落とし完了の際、預金通帳に「フクヒキョウクシカイ コンテロドモエンヌギ、こども園ぬぬぎ」等と表示されることをもって領収書の代用とし、領収書の発行は省略させていただきます。